

消防力強化計画 検証（平成28年度）

平成 29 年 9 月 26 日 作成

業務名	7. 予防事務

所属	9. 予防課
----	--------

作成者名	予防課 植田盛男
確認者名	予防課長 松永浩和

1. 業務内容

- ・火災予防に係わる火災の原因及び損害の調査、り災証明、火災統計、予防広報に関する事務
- ・立入検査及び違反消防対象物の処理に関する事務
- ・建築物の許可及び確認の同意に関する事務
- ・防火対象物に設置する消防用設備等検査並びに指導に関する事務
- ・危険物製造所等の許可、認可、承認及び検査並びに指導に関する事務
- ・火薬類取締法に基づく煙火の消費許可及び消費場所に関する事務
- ・火災件数の低減を目的とした事業所等に対する防火指導
- ・住宅用火災警報器の設置促進並びに維持管理

2. 活動実績

業務指標	単位		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
火災予防広報及び住宅用火災警報器設置促進広報数	人	計画	8,500	8,500	8,500	9,000	9,000	9,000
		実績	8,557	8,446	8,196			
査察実施数	件	計画	1,400	1,400	1,400	1,200	1,200	1,200
		実績	1,521	1,478	1,241			
建築同意数	件	計画	520	450	400	400	400	400
		実績	452	404	374			
消防用設備等検査済証交付数	件	計画	230	190	210	210	210	210
		実績	193	210	188			
危険物製造所等申請届出数	件	計画	560	560	540	560	560	560
		実績	566	543	563			
煙火消費許可数	件	計画	60	60	60	60	60	60
		実績	63	60	61			
防火指導回数	回	計画	90	90	100	100	100	100
		実績	94	102	104			

成果指標	単位		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
住宅用火災警報器設置率	%	目標	100	100	100	100	100	100
		実績	56.2	67.6	71.5			
出火率の低減	%	目標	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
		実績	2.72	2.03	1.96			
重大な消防法令違反対象物の是正率	%	目標	100	100	100	100	100	100
		実績	8	22	49			
危険物許可施設の事故件数	件	目標	0	0	0	0	0	0
		実績	1	2	2			
		目標						
		実績						

3. 平成28年度活動業務の分析	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所等の訓練指導、住宅防火診断、防火管理者講習、イベント時において、火災予防広報並びに住宅用火災警報器の設置促進広報を実施した結果、火災件数が減少し出火率2%(1.96)を下回り、また、住宅用火災警報器の設置率(71.7%)も若干ながら上昇することができた。 ・平成26年度から重大な消防法令違反の是正強化を図り、平成28年度については、「違反対象物に係わる公表制度」の公表対象となる特定用途防火対象物の屋内消火栓、自動火災報知設備の未設置対象物について最優先に是正を行い3対象物を残し是正することができた。 ・査察件数については、重大な消防法令違反の是正強化を行ううえで、ひとつの対象物に対して連続した指導を行うこと(査察報告で報告されない電話等による改修確認等も含む)から前年度に比べ査察件数が減少したが、査察規程に定めた火災危険の高い防火対象物は計画どおり実施することができた。 ・建築同意、消防用設備等検査済証、危険物貯蔵等の申請届出数、煙火消費許可の件数に大幅な増減はなく、適切に事務処理を行うことができた。 ・危険物許可施設での漏洩事案が発生したが原因を究明し、該当施設への再発防止を図った。
-------------------------	--

4. 活動業務の改善事項	<input checked="" type="checkbox"/> 改善の余地が有る⇒【現状の課題】 <input checked="" type="checkbox"/> 改善の余地が有る⇒【事務事業の向上】 <input type="checkbox"/> 改善の余地なし⇒5
<ul style="list-style-type: none"> ・住宅用火災警報器の設置率は若干ながら向上することができたが伸び悩みであり、設置義務化から10年を経過したことから既存の住宅用火災警報器の維持、管理についても市民に対して更なる周知が必要である。 ・特定用途防火対象物の重大な消防法令違反の是正は目途がついたが、非特定用途防火対象物については隔日勤務者が主体で是正を行っており、対象物が多数あること、勤務に伴う日程調整が必要であること、他法令も抵触する部分もあることから是正が長期に亘ることがある。 	

5. 今後の方向性	<input checked="" type="checkbox"/> 事業のやり方改善⇒【具体的対策とスケジュール】 <input type="checkbox"/> 住民サービスの向上⇒【具体的対策とスケジュール】 <input type="checkbox"/> 現状維持⇒終了
<ul style="list-style-type: none"> ・住宅用火災警報器の設置率は伸び悩み状態であり、また、住宅用火災警報器の設置義務化から10年を経過したことから、機器の不良の発生も予想されることから設置率低下を抑えるため、市民に対して維持管理の周知徹底を図る。 ・予防課と隔日勤務者と連携して非特防防火対象物の重大違反の是正に向け強化を図る。 	

6. 上記5を実現するための課題と解決策	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅用火災警報器の更なる設置率向上並びに機器の維持管理を図るため、イベントでの啓発活動を増やすとともに、機器の維持管理を含めたチラシ等を両市の地区回覧へ依頼して市民へ周知する。 ・重大な消防法令違反の是正について、職員の知識、指導力を今以上に高め予防課及び隔日勤務者と連携して早期是正を図る。 ・予防課が焼津消防署に所在することから、焼津市域の職員からの是正に関する相談、指導は比較的容易にできるが、藤枝市域の職員に指導が行き届かないことから、基幹署へ予防専従員の配置も考慮する必要がある。
-----------------------------	--